

東海市農業委員会総会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和7年（2025年）6月20日（金）

開会 午後2時

閉会 午後2時50分

場 所 東海市役所（302会議室）

2 出席委員（16人）

農業委員

1番 久野光洋

2番 樋 順一

3番 坂 康彦

4番 坂 真知

5番 荒谷 知

6番 加古勝巳

7番 蟹江永規

8番 太田錦臣

9番 澤木 眞

11番 小島康嗣

12番 小野直之

農地利用最適化推進委員

北地区 小野剛憲

北地区 山中正直

南地区 大村泰誉

南地区 今津英伸

南地区 井村真道

3 欠席委員（2人）

10番 早川峰子

北地区 土方秀永

4 職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 濱田 融

統括主任 平松久知

主事 菅家健司

主事 林 美波

5 傍聴者の数

なし

6 議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

7 議 事

(久野 光洋会長 (以下「会長」という。))

それでは、ただいまから、6月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は11人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は5人です。

(会 長)

日程1「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議席番号8番太田 錦臣委員、同じく9番澤木 眞委員を指名いたします。

(会 長)

日程2「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。会期は本日1日と決定いたしました。

(会 長)

日程3 議案第25号「農地法第4条(知事)」について議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第25号「農地法第4条(知事)」1ページを説明させていただきます。

件数は1件で、畑45㎡です。

申請番号80号は、地域住民が生活しやすいよう道路を拡幅し、市に寄付するための4条許可申請です。

農地区分は、第1種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

(会 長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号80号について、大村委員お願いします。

(大村委員)

申請番号80号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第25号は許可相当の意見を付して進達することに決定いたしました。

(会 長)

日程4 議案第26号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第26号「現況証明（農委処分）」2ページをご説明させていただきます。

件数は1件で、畑75.30㎡でございます。

申請番号84号の説明をさせていただきます。昭和54年から、宅地の一部として利用しており、農地性が20年以上ないことを確認し、証明するものでございます。

なお、現地踏査時に御質問のありました、申請地の間にある土地（加木屋町七本松26番9）の内容についてですが、本人所有の農地ではない土地です。登記地目

は愛知用水路となっております。

以上です。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号 84 号について、坂康彦委員お願いします。

(坂康彦委員)

申請番号 84 号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(澤木委員)

本宅は西側の家でよいのか。

(事務局)

そうです。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第 26 号は、原案のとおり証明することにしたしました。

(会 長)

日程 5 議案第 27 号「農用地利用計画変更に係る事前協議（除外・編入）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第 27 号「農用地利用計画変更等に係る事前協議（除外・編入）について」3 ページから 4 ページをご説明させていただきます。

件数は 4 件で、田 784 m²、畑 906 m²、合計 1,690 m²でございます。

始めに、申請番号８５－１号でございます。

申出者は、東海市浅山において、個人事業主として自動車整備工を営んでおります。

事業は好調で、受注件数が増加しており、敷地内に駐車スペースが不足しているため新たに駐車場用地の確保を計画したものでございます。

業務の効率性の観点から、主な顧客の近隣で土地を選定いたしましたが、適地がないため、農用地区域ではございますが、当該土地を選定したものでございます。

続きまして、申請番号８５－２号でございます。

申出者は、東海市富木島町の賃貸住宅にて、妻と子の４人で暮らしておりますが、手狭であり、今後の生活基盤の安定を図るため、分家住宅の建築を計画したものでございます。

父及び祖母の所有地の中から、土地を選定いたしましたが、適地がないため、農用地区域ではございますが、当該土地を選定したものでございます。

続きまして、申請番号８５－３号でございます。

申出者は、東海市富貴ノ台の賃貸住宅にて、妻と子の３人で暮らしておりますが、手狭であり、今後の生活基盤の安定を図るため、分家住宅の建築を計画したものでございます。

両親及び祖母の所有地の中から、土地を選定いたしましたが、適地がないため、農用地区域ではございますが、当該土地を選定したものでございます。

続きまして、申請番号８５－４号でございます。

申出地は、令和６年１１月１５日にトヨタカローラ名古屋株式会社の申出により農用地区域から除外したが、計画していた事業が中止になり、優良農地であるため農用地区域に編入するものでございます。

なお、今回の申出でございますが、農用地区域除外の要件

- ・当該土地を農用地以外の用途で使用することに適当性があり、他の土地で代えることが困難なこと。
- ・地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・除外により当該地域内の農用地の集団化、農作業の効率化等農地の利用に支障がないこと。
- ・除外により、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れがないと認められること。

- ・除外により、当該地域内の農業用水等の農業施設の機能に支障を及ぼす恐れがないと認められること。

- ・農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年以上が経過した土地であること。

等除外の要件及び県の同意基準いずれも満たしているものでございます。

以上です。

(会 長)

次に、荒尾地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号85-1号及び85-3号について、荒谷委員お願いします。

(荒谷委員)

申請番号85-1号及び85-3号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

次に、富木島地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号85-2号及び85-4号について、山中委員お願いします。

(山中委員)

申請番号85-2号及び85-4号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

申請番号85-4号についてですが、除外の時に富木島町内堀周辺については、所有者が木田の農家でほとんど占めているため、北部南部で線引きを明確にした方がいいのではないかと話したと思う。まだ線引きははっきりしないのか。

(事務局)

申し訳ありません。北部南部の線引きについては話し合い、決めたいと思います。

(会 長)

雨水の排水等を土地改良の区域内で流させてくれないかと話があり、合意を既にしており契約までしていたが、事業は中止になったのか。

(事務局)

トヨタカローラから事業計画中止の申出があり、農振農用地に編入するものです。

(会 長)

計画が進んでいたことで、愛知用水の受益地から除外されていないか。

(事務局)

農振農用地除外の申出時点で、愛知用水の意見書を添付する必要があるため、確認とれていません。

(会 長)

私の方で、確認してみます。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第27号は、原案のとおり同意いたしました。

(会 長)

日程6 議案第28号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積計画一括方式）」のうち申請番号87－2号を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第28号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積計画一括方式）」6ページをご説明させていただきます。

件数は1件で、田1, 110㎡でございます。権利の種類は、賃貸借権でございます。

申請番号87－2号は、主な栽培作物は水稻、賃貸借権による1年3ヶ月契約で権利を新規に設定したいものでございます。

なお、「東海市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第4の1項の（1）のア」の要件を全て備えているものでございます。

以上です。

(会 長)

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号 87-2 号について、蟹江委員お願いします。

(蟹江委員)

申請番号 87-2 号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(澤木委員)

申請番号 87-2 号について、既に田植えをしている時期だと思うが、現地はどうなっているか。それと契約期間は 5 年、10 年と結ぶのが多いと思うが、今回はなぜ 1 年なのか。契約上は 1 年間だが、自動更新はされていくのか。

(蟹江委員)

申請地は私の所有する畑の隣だが、田植えはまだしていない。

(事務局)

契約期間は所有者の蟹江氏の要望で、1 年契約にしています。農地中間管理事業法第 19 条の 2 での貸借は自動更新されません。契約期間が満了したら、解約されます。契約を更新する際は、再度権利を設定する必要があります。

(小野委員)

田起こしはしていないのか。

(蟹江委員)

トラクターを入れてやっていました。

(樋委員)

経営面積がないが、新規就農なのか。

(事務局)

台帳に登録がないため、経営面積を記載しておりませんが、大府市で借入れて耕作しているとお聞きしております。

(樋委員)

名古屋の住んでいる人だが、蟹江氏との接点はあるのか。

(事務局)

蟹江氏が農地バンクに登録されていたため、そこからの繋がりになります。

(会 長)

農業振興基金は契約内容や借人の情報は把握しているのか。

(事務局)

書類で把握できる内容については確認していると思います。

(会 長)

農業振興基金が間に入ることで、手数料は発生するのか。

(事務局)

手数料はかかりません。

(会 長)

転貸人は必要あるのか。

(事務局)

農地中間管理事業法で決まっているため、必要になります。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって申請番号８７－２号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、５ページに戻りまして、関係委員の案件である申請番号８７－１号に移ります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、今津委員の退席を求めます。

(今津委員 退席)

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第２８号「農地中間管理事業法第１９条の２（農地利用集積計画一括方

式)」 5 ページをご説明させていただきます。

件数は 1 件で、畑 7 0 3 m²でございます。権利の種類は、使用貸借権でございます。

申請番号 8 7 - 1 号は、主な栽培作物はたまねぎ、ケイトウ、使用貸借による 1 0 年契約で権利を新規に設定したいものでございます。

なお、「東海市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 項の（１）のア」の要件を全て備えているものでございます。

以上です。

（会 長）

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号 8 7 - 1 号について、蟹江委員お願いします。

（蟹江委員）

申請番号 8 7 - 1 号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会 長）

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会 長）

御異議なしと認めます。よって議案第 2 8 号は全て、原案のとおり決定いたしました。

（今津委員 着席）

（会 長）

日程 7 議案第 2 9 号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第 2 9 号「生産緑地法従事者証明」 7 ページをご説明させていただきます。

件数は1件で、畑687㎡でございます。

申請番号78号の買取申出理由は、主たる従事者の故障によるもので、故障前は農業に従事していたものでございます。

以上です。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案のとおり証明することになりました。

(会 長)

日程8 議案第30号「基盤強化法第19条（地域計画）」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第30号「基盤強化法第19条（地域計画）」8ページをご説明させていただきます。

今回地域計画を修正するにあたり農業委員会に意見を求められているため、お諮りするものでございます。

変更点は、地域内の農業を担う者一覧の変更北地区1件追加及び目標地図の変更が北地区4件南地区1件、合計5件でございます。

主な変更理由については、借用者の確定によるもの、農振除外予定によるものでございます

以上です。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

変更点はどこを見れば確認がとれるのか。

(事務局)

北部南部それぞれの目標地図変更箇所一覧で確認をお願いします。次ページに地図を添付しております。

(樞委員)

目標地図の赤色は借用農地なのか

(事務局)

そうです。

(樞委員)

北部の目標地図変更箇所一覧のN26は前から借りていると思うが、なぜ今頃出てきたのか。

(事務局)

農務課に確認します。

(会 長)

地域計画の変更にあたって、先月全員協議会でも話があったと思うが、総会でも審議は必要なのか。

(事務局)

全員協議会は地区の農家さんに意見を聞くために協議しています。その協議の場を全員協議会で行っており、今回は農業委員会の意見聴取のためのものなので、総会の議決を取る必要があります。

(会 長)

3か月に一度行うなど、毎月やる必要はないのではないかと。

(事務局)

地域計画の変更は年に2回まとめて行いますが、審議については申請が出てきた毎にかける必要があります。

(会 長)

全員協議会と内容が同じなので資料を減らしてもいいのではないかと。

(事務局)

来月から見直します。

(樞委員)

先月と同じ話になってしまいが、目標地図と現況が合っていない。

(会 長)

目標地図に反映するためのアンケートは回答通りに目標地図に反映しているだけだと思うので、利用状況調査で現地も確認しているため、その確認結果を反映させるなどでもいいのではないかな。

(事務局)

目標地図の完成度を上げていくための手段は農務課と話し、検討します。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。地域計画案に対して、意見なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第30号は、地域計画案に対して、意見なしとすることに決定いたしました。その結果を市へ回答いたします。

(会 長)

日程9 報告第19号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」から、
日程11 報告第21号「農地法第5条（届出）」までの3件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

始めに、報告第19号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」9ページから13ページを説明させていただきます。

件数は8件で、田2, 760㎡、畑6, 707.71㎡、合計9, 467.71㎡です。8件とも、相続により所有権を取得したもので、あつせん希望は申請番号81号の1件ありました。

続きまして、報告第20号「農地法第4条（届出）」14ページを説明させていただきます。

件数は1件で、畑291㎡です。転用目的は、駐車場1件です。

続きまして、報告第21号「農地法第5条（届出）」15ページから16ページを説明させていただきます。

使用貸借権が1件、賃貸借権が1件、所有権移転が1件で、畑1,080㎡です。
転用目的は、住宅建築1件、駐車場1件、分譲住宅1件でございます。

以上です。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、日程9 報告第19号「農地法第3条の3
(相続等による権利移動)」から、日程11 報告第21号「農地法第5条(届出)」
までの3件を終了いたします。

(会 長)

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局主事菅家健司が作成したものを、事務局長濱田融が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長 久 野 光 洋

署名委員 太 田 錦 臣

署名委員 澤 木 眞